

審議委員会規則

第1条（目的）

一般社団法人研究・イノベーション学会定款第39条（顧問・参与・審議員の職務）第5項の規定に基づき、審議員の任期、審議委員会の開催手続き等を定めることにより、審議委員会の円滑な運営に資することを目的として本規則を定める。

2 審議員については、定款に定めるもの以外については本規則によるものとする。

第2条（任期）

審議員の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該審議員の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする定めをすることができる。

第3条（審議委員会の招集）

審議委員会は会長が招集する。

2 審議委員会の議長は会長がこれに当たる。

3 審議委員会は年1回以上開催する。

4 審議委員会は、審議員の四分の一以上が出席しなければ開くことができない。但し、議事について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

5 審議委員会の議事は出席した審議員の過半数をもって議決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

6 会長は、審議委員会を招集するときは、日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した招集通知を、開催日の少なくとも10日前に審議員に発しなければならない。

第4条（審議委員会の評議事項）

理事会は、以下の各号については審議委員会の評議を受けなければならない。

一 予算及び決算

二 基本財産の管理方策

三 事業計画

四 表彰

五 会員の除名

六 その他理事会が必要と認めた事項

付則 本規則は2024年2月16日から施行する。